

◇◇ イベントレポート ◇◇

『白鳥決定』40周年シンポジウム 再審に新しい風を!!

◆ 300人以上の参加者とともに

1975年5月20日、「『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則は再審にも適用すべき」などとする画期的な「白鳥決定」が最高裁第一小法廷で下されてから40周年を迎えた今年、2015年11月7日、青山学院大学・青山キャンパスで『白鳥決定』40周年シンポジウム 再審に新しい風を!!が開催された。司法の世界に身を置く研究者や実務家のみならず、冤罪事件の当事者や支援者、そして一般の市民が300人以上集まり、参加者の意識と登壇者の質の高い有意義なシンポジウムとなった。

◆ 「白鳥決定」の意義と再審のこれから

シンポジウムは、村井敏邦一橋大学名誉教授による主催者あいさつによって幕を開けた。村井氏はあいさつの中で、今回のシンポジウムを「白鳥決定」の原則について再確認し、深めていく機会としたいと述べた。

シンポジウムの進行は、第1部と第2部とに分かれて行われた。第1部は「白鳥事件と白鳥決定」と題し、DVD「再審への道～白鳥事件から学ぶ～」が上映され、元白鳥事件弁護団の谷村正太郎弁護士と水谷規男大阪大学教授が白鳥決定の意義について解説した。第2部は「白鳥決定を生かすために」というテーマを掲げ、冒頭で袴田事件、東住吉事件、福井女子中学生殺人事件、名張毒ぶどう酒事件などの冤罪当事者・支援者が登壇し、コメントを発表した。最初に登壇した袴田事件の当事者



袴田巖さんの現在の状況と、弁護団、支援者らへの謝辞を述べる姉・袴田秀子さん(写真右)

である袴田巖さんの姉・袴田秀子さんは、釈放された今も拘禁反応に苦しむ実弟の現状を切実に訴えるとともに、支援者やシンポジウム参加者に対するお礼の言葉を繰り返し述べた。また、シンポジウム開催日の直前に再審開始と刑の執行停止が決まった東住吉事件に関しては、支援者である日本国民救援会大阪府本部の伊賀カズミさんが登壇し、刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益に」を遵守した決定を評価する喜びのコメントを発表した。冤罪当事者・支援者のコメントに続いて、第2部では白取祐司神奈川大学教授とNPO 刑事・少年司法研究センターの木下沙綾香さんを進行役とするパネルディスカッションが行われた。パネラーとして、元裁判官の木谷明弁護士、布川事件国賠訴訟原告の桜井昌司さん、豊崎七絵九州大学教授、袴田事件弁護団の戸舘圭之弁護士、名張毒ぶどう酒事件弁護団の古橋将弁護士が登

壇し、再審事件の現状と課題、そして今後の再審をたたく展望について議論された。「白鳥決定」と「財田川決定」を発展させて、誤判を救済する手続きとしての再審のあり方を貫くべきではないかとの豊崎氏の発言により口火を切った議論は、活発かつ画期的なものとなり、途中休憩が入ったものの2時間以上にわたって参加者の目と耳と関心を引きつけた。パネルディスカッションの内容を受けて、なくせ冤罪！市民評議会代表の客野美喜子さん、笹倉香奈甲南大学准教授、元裁判官で NPO 刑事・少年司法研究センター理事長の守屋克彦弁護士、そして映画監督の周防正行さんらが会場から発言する場面もあった。



300 人以上の参加者が、再審の権利が人権として保障されることと、冤罪の根絶を願った。

シンポジウムの最後には、再審の権利が人権として保障されることと冤罪の根絶を求める決議が主催者から提案され、参加者の満場一致で採択された。再審に新しい風を吹かせるための道筋に光がさした瞬間である。

◆ 再審に新しい風を、ここから！！

かつて「開かずの門」と言われていた再審は、「白鳥決定」以降に大きな変化と成果を遂げた。近年も、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件が再審無罪を勝ち取ったことは記憶に新しい。その一方で、名張毒ぶどう酒事件、大崎事件、そして福井女子中学生殺人事件では「白鳥決定」に反する決定が下されている。明日を生きる新しい世代は、先人の開いた門を閉じさせないために、今日的な刑事司法の問題から決して目を背けてはいけない。今回のシンポジウムは若年層の参加が比較的に少なかった。しかし、今回のシンポジウムの成功によって吹き始めた新しい風をより大きな力に変えていくためには、若い力が絶対的に必要である。「白鳥決定」の意義とその大きさを再確認するとともに、とりわけ若い世代を巻き込んで「ここから何かを始めなければ」という思いを強く抱いた今回のシンポジウムであった。(H.O.)

辺野古・新基地建設問題の今

米軍普天間基地(沖縄県宜野湾市)の名護市辺野古への移設をめぐるたたかいについて、この間の動きを整理しておきたい。

10月13日：翁長沖縄県知事、仲井真前知事が行った辺野古沿岸部への米軍新基地建設のための公有水面埋め立て承認を取り消す。

10月14日：防衛省沖縄防衛局、一般私人と同様の立場において行政不服審査法に基づき国交相に対し審査請求と、執行停止措置の申し立てを行う。

行政不服審査法第1条には「国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開く…」とあり、申立ては国民が行うとしている。しかし、防衛局は「一事業者＝私人」と称し、国の機関(国交相)に不服申立てを強行した。国の機関が国の機関の「判断」を仰ぐことは、法の趣旨を著しく逸脱した行為である。(10/23行政法研究者93氏による「声明」※1)

10月27日：石井国交相、知事が埋め立て承認を取り消した処分について、効力を停止させると発表（28日効力停止）。防衛省は移設作業を再開。同時に、翁長氏の取り消し処分が「違法で著しく公益を害する」として、地方自治法に基づき国による代執行の手続を行うと発表。

地方自治法に基づく代執行とは、地方自治体の事務が法令に違反している場合、その是正のため国が代わって行うこと。翁長知事に埋め立て承認を取り消した処分の是正を求め、応じない場合は提訴などを経て国交相が知事に代わって「処分を是正」という。非常に強権的である。上記行政不服審査法による手続への批判が集中したため、「国の権威の確立と正当性の確保」※2のためだろうか。だが、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること」を証明しなければならないのは国である。

11月2日：翁長知事、国の第三者機関「国地方係争処理委員会」に不服審査を申し立て。

12月2日、国が沖縄県を相手に起こした代執行裁判の第1回の口頭弁論が行われた※3。「裁判で問われるのは承認取り消しの是非だけでない。日本に地方自治や民主主義はあるのか。沖縄に負担を強いる日米安保体制は正常といえるのか。国民すべてに問いかけてほしい」と翁長知事は語ったという。今後法廷でのたたかきも注視していきたい。

※1 行政法研究者93氏による「辺野古埋め立て承認問題での行政法研究者有志の声明(10月23日付)」はこちら。

<http://tamutamu2011.kuronowish.com/fufukusinnsa1023.htm>

※2 沖縄タイムズ2015年10月30日五十嵐敬喜氏「【識者評論】国の代執行、沖縄県に希望が見えてきた」より

※3 次回の裁判は、2016年1月8日(予定)

Hシアター 映画をみよう ⑦ 『テロ、ライブ』

今回の「H シアター」は、“ぜひ見てほしい平和や人権をテーマにした映画”の紹介というわけではありません。人権に関わるテーマを少しでも映画の中に読み取ったので紹介するのですが、こういう映画を見て自分がどう感じるか、再確認しておきたかったという勝手な理由も否めません。橋がぶっ飛んだり、人がたくさん傷ついたりする映画を観て、ただ芸術作品として「よく出来ている」とか「迫力がある」などと楽しむことだけに執着したくないな…と思わさ

れた映画だったので、ここで取り上げさせてもらいました。

『テロ、ライブ』——人気アナウンサーとしてテレビ局で活躍していたユン・ヨンファ。不祥事を起こし、テレビ局からラジオ局に左遷された彼は、ラジオ番組の生放送中、正体不明のリスナーからソウルの中心を横切る漢江(ハンガン)にかかる麻浦(マポ)大橋を爆破するという脅迫電話を受ける。いたずらだと思い電話を切った途端、予告通りに麻浦

大橋で大爆発が発生する。相手が本物のテロリストだと分かり、このスクープがテレビ局復帰へのチャンスになると確信したヨンファは、犯人との通話の独占生中継を始める……。

‘メディア・エクスペロージョン・スリラー！’とのコピーがついた本作品。もちろんフィクションで、日本の配給会社の売り方としては、新進気鋭の若い韓国監督初の大々的なエンターテインメント商業映画という具合。ネットでの評価も、迫力満点とかストーリー展開が早くて面白いとか、役者の迫真の演技に感動したとか、スリルに興奮する感想が多く目につきました。

個人的には、この映画は権力批判の映画だとも思ったし、テロリストが「大統領の謝罪」を求めるシ

ーンが強く印象に残っています。ネタバレになってしまうので、あまり詳しくは書きませんが、テロリストは国の事実隠蔽による被害者だという設定で、切実に‘責任者として、人としての真摯な謝罪’を大統領に求めるのです。重大な過ちと罪を犯した“権力”は、正しい事実認識を自覚し謝罪すべきだ…韓国映画だから、というわけではないし映画の内容とは少し離れた観方ではありますが、どこかの国にも求められることなのでは？ と、アジアと日本の歴史認識の問題を思い出させる映画でした。(M.O.)

『テロ、ライブ』

監督・脚本:キム・ビョンウ／2013年／韓国／98分
配給:ミッドシップ

12月10日は国連で1948年に世界人権宣言が採択された日です。各地の人権関連イベントに参加したり、平和・人権・国際などのテーマに触れたり、周りの人たちと意見交換したり…ここではそのきっかけとなるような情報をいくつかご紹介します。

**イベント情報>>> アムネスティ・インターナショナル 世界人権デー記念講演会@広島
「ヘイトスピーチをなくしていくために」**

日時:2015年12月10日(木)18:50～

場所:合人社ウェンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)研修室B北棟5階

講師:中村一成氏(元毎日新聞記者。現在フリーで在日朝鮮人や難民、移住労働者を取巻く問題や死刑など「人権問題」などを主なテーマに扱う。)

https://www.amnesty.or.jp/get-involved/event/2015/1210_5626.html

新作・映画情報>>> 『わたしはマララ』12月11日より全国ロードショー

タリバンに銃撃され、今も命の危険に晒されながらも、教育の受けられない子どもたちのために世界中を飛び回るパキスタン出身のマララ・ユスフザイさん。2014年、17歳でノーベル平和賞を受賞した彼女のドキュメンタリー映画が、12月11日より全国で公開されます。

<http://www.foxmovies-jp.com/malala/>

【編集後記】▼フランスでの同時多発テロ後、パリではデモが禁止になっている。COP21 会議に伴い、地球温暖化防止のデモ行進の代わりとして活動家らによって並べられた数千足の靴。その“表現”に感銘を受けた。▽11月号のお届けが遅れましたこととお詫びいたします。12月号は、今年の総括と、来年に向けての企画などご紹介できればと思います。(望)